

県産米競争力強化プロジェクト推進事業委託業務 仕様書

この仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が実施する「県産米競争力強化プロジェクト推進事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

業務の概要

1 目的

県育成オリジナル品種「彩のきずな」を中心とした、県産米のプロモーション活動を展開することで、県産米の販売促進と消費拡大を図る。

なお、県産米競争力強化プロジェクト推進事業に係るプロモーション活動の基本的なコンセプトは以下のとおりとする。

- ・商標登録をしている「彩のきずな」統一デザインについて、誰もが「彩のきずな」と認識できるようなイメージ定着を図る。
- ・消費者に県産米の魅力を認識してもらい、消費者自身が口コミ等によりプロモーションの媒介となる戦略を構築する。

2 委託業務期間

契約締結日から令和4年3月11日（金）まで

3 委託契約の履行方法

企画提案型方式の入札（プロポーザル）による随意契約とする。

4 委託業務内容

（1）「彩のきずな」特設 SNS 媒体等（Instagram/Facebook/LINE/HP）の活用

- ・ SNS 媒体等を活用したプロモーション活動の実施（「彩のきずな」に関する一般投稿を促進するテーマ等の発信）
- ・ イベントやプロモーション告知だけではなく、積極的な情報発信

（2）「彩のきずな」PR動画作成

- ・ 「彩のきずな」販売店等で使用するPR動画の作成

（3）「彩のきずな」公式PRソング作成

- ・ イベントやHP等で使用できるPRソングの作成
- ・ （2）の動画内においてPRソング使用

（4）県産米を利用したレシピコンテストの実施

- ・ 県内在住の子供から大人まで、幅広い層から募集
- ・ コンテスト内容の企画、および参加者の募集や優秀作品の選定等を実施
- ・ コンテストの様子や結果について、SNS 媒体と連携

（5）「彩のきずな」をモチーフとしたグッズ等の提案

- ・ 「彩のきずな」統一デザインを活用したグッズ等の開発
- ・ イベント等で使用できる配布用アイテム等の提案

(6) ラジオやテレビによる「彩のきずな」の P R 活動

- ・既存メディアによる、幅広い層に向けた情報発信

(7) P R 活動の効果把握

- ・一連の P R 活動の効果を経験調査等により測定し、検証を行う。

(8) 活動計画書及び報告書の作成等

受託者は委託者と協議の上、次のように活動計画書及び報告書(提出部数:正副2部)を作成し、併せて制作物及び電子データ(CD-ROM等による)を併せて提出することとする。

年度当初(契約直後)

県と協議の上、年間活動計画書を作成・提出する。

中間期

10月末までの実績について、11月15日(月)までに提出する。

年度末

最終的な実績報告を、3月11日(金)までに提出する。

契約に関する条件

1 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

2 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

3 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

4 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号)、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成17年埼玉県規則第73号)を遵守しなければならない。

5 委託者への協力等

受託者は、本仕様書にない事項であっても、本委託目的を達成するために必要な業務等があれば、県に対して積極的に提言することとする。また、受託者は、必要があれば、県の依頼に応じて委託業務に関する会議や打合せ等に参加するものとする。

6 その他

本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義のある事項が生じた場合、及び他の機関等に協力を求める業務を実施する場合は、その都度県と協議するものとする。